

第 116 号議案

公共施設等運営権の設定の件

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第7項に規定する公共施設等運営権を次のとおり設定する。

令和8年2月17日提出

神戸市長 久元喜造

1 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置

- (1) 名称 三宮バスターミナル
- (2) 立地 神戸市中央区
- (3) 規模 約1,900平方メートル
- (4) 配置 神戸市中央区雲井通7丁目301番ほか

2 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 公共施設等運営権者

神戸市中央区小野柄通7丁目1番18号三宮ビルディング北館3階

株式会社バスターミナル神戸三宮

代表取締役 梅谷 榮一

(2) 公共施設等運営権者の業務範囲

- ① 三宮バスターミナル運営等事業
  - ア 準備業務
  - イ 維持管理業務
  - ウ 運営業務
- ② 三宮バスターミナル利便増進事業

3 公共施設等運営権の存続期間

公共施設等運営権の設定の日から13年間

理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参考)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 ぬきがき

(公共施設等運営権の設定の時期等)

第19条 [略]

2、3 [略]

4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第1項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。